

日本金属株式会社コーポレートガバナンス方針

この方針は、当社におけるコーポレートガバナンスに関する方針や基本的な考え方についてとりまとめたものです。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（原則3-1）

当社は、「圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献する。」を企業理念としており、この理念を実現するためのより良い手段としての統治機構の体制や利害関係者との関係のあり方や規律をコーポレートガバナンスと捉えて、その整備を図ってまいります。

2. 統治機構について

当社は監査役会設置会社を選択しています。重要事項の決定や業務執行の監督を行う取締役会と会社すべての業務の監査を行う監査役・監査役会で構成されています。

当社の取締役は、独立社外役員である取締役を除き、当社の業務に精通した者を選任し、業務執行の責任者も兼ねさせることで業務の執行にも当たっております。

当社の事業は、企業理念にもあるとおり、圧延事業とその加工品事業が中核です。これらの事業は長期的な視点での人材育成や設備投資が欠かせません。足下の事業展開と長期的な視点に基づく決定を行いながら会社を運営するには、業務に精通した取締役で構成される取締役会で業務の執行状況を報告させ、各取締役が相互に監視・監督を行いながら重要事項について決定していく態勢がより合理的であると考えています。事業の執行状況についての適正性や重要事項の決定に際しては、事前及び事後に独立役員社外取締役による取締役会内部でのチェックや、監査役・監査役会による監査が適切に行われるよう配慮しており、十分に監督・牽制がなされています。

3. 取締役及び取締役会

(1) 報酬についての方針と手続（原則3-1）

①方針

取締役報酬の月額報酬については、基本報酬と業績報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し職責と成果を反映させた体系としています。業績報酬については、配当等の一定の支給条件をクリアした場合に、各期の最終利益をベースとして、従業員の賞与水準、過去の支給実績及び将来の業績見通しなどを総合的に勘案の上、検討いたします。これらに準じて非取締役の経営陣幹部の報酬につきましても検討いたします。

②手続

上記方針に基づき、取締役会で審議を行い取締役社長及び担当取締役が具体的な報酬を決定いたします。

(2) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続、個々の選任・指名についての説明、取締役会全体としての知識・経験・バランス、多様性及び規模に関する考え方（原則3-1、補充原則4-11-1(1)）

①方針

経営陣幹部選任、取締役・監査役候補者指名に関しましては、的確かつ迅速な意思決定を行い得る実績や能力並びに適材適所の観点より総合的に検討いたします。

②手続

上記方針に基づき、取締役社長及び担当取締役で候補者を選定し、取締役会で審議いたします。

③個々の選任・指名についての説明並びに取締役会全体としての知識・経験・バランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会で各候補者を候補とした理由を説明し決議を経て、取締役・監査役については株主総会招集通知参考書類にて各候補者の経歴等について記載しております。取締役会を構成する取締役・監査役候補者については、取締役会が的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門間のバランスの確保、適切な監査態勢の確保の観点から総合的に検討し人選いたします。

(3) 役員トレーニング（原則4-14、補充原則4-14-2）

取締役・監査役には、期待される役割と責務を全うできるよう、取締役については、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、経営者として必要な法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っており、監査役については、必要に応じ社外講習会や交流会に参加し、監査役としての必要な知識の習得及び監査役の役割・責務の理解促進を図っております。

4. 株主との対話（原則5-1）

株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応いたします。

取締役会で定めた担当役員が株主との対話を統括しており、担当役員は、関係者の連携の確保を図るためにIR担当を含むその他関係各部署担当が参加する連絡会議を主宰し、必要に応じて指示及び助言を行うと共にインサイダー情報の認識、共有、管理を行った上で対話に対応しております。また、担当役員本人が自ら又は担当からの報告で得た株主からの意見や懸念は、必要に応じて取締役会で報告し、将来に亘って建設的な対話ができるよう審議しております。

以上

（平成27年11月25日制定）